

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十六年一月一日から三月三十一日までとする。

平成二十六年七月二十二日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 池田 憲人

- 1 支援決定を行った件数
七十件
- 2 買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
一件
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
一 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により水産加工工場等が全壊）
二 宮城県沿岸部の建設業者（津波により事業設備が流出）
三 福島県浜通りの広告代理業者（震災の影響により予定していた広告・イベント企画等のキャンセルが相次いだ）
四 宮城県沿岸部の建設業者（震災により予定していた受注案件が大幅に減少）
五 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により原料、工場等が流出）
六 青森県沿岸部の建設業者（津波により車両及び機械設備が浸水）
七 千葉県の小売業者（原発事故の風評被害により売上が減少）
八 岩手県沿岸部の飲食業者（津波により一部店舗が全壊）
九 岩手県沿岸部の製造業者（津波により建物内の機械、設備が流出）
十 宮城県沿岸部の小売業者（震災により一部店舗が全壊）
十一 岩手県沿岸部の製材業者（津波により在庫等が流出）

- 十二 青森県沿岸部の卸売業者（震災による交通インフラ遮断により売上が減少）
- 十三 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により生産設備や在庫が浸水）
- 十四 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により固定資産の滅失が発生）
- 十五 宮城県沿岸部の製造業者（津波により工場、設備等が流出）
- 十六 宮城県沿岸部の運輸業者（津波により保有車両の半数以上が流出）
- 十七 岩手県沿岸部の建設業者（津波により事務所、工事機材が流出）
- 十八 茨城県の飲食業者（震災により店舗建物の一部損壊）
- 十九 青森県沿岸部の製造販売業者（震災による電力供給の一時停止により在庫の破棄を余儀なくされた）
- 二十 青森県沿岸部の水産加工業者（震災により機械設備、車両等が損壊）
- 二十一 宮城県沿岸部の建設業者（津波により本社事務所兼工場が流失）
- 二十二 岩手県沿岸部の不動産賃貸業者（津波により賃貸ビルが全壊）
- 二十三 岩手県沿岸部の運送業者（津波により本社建物等が浸水）
- 二十四 岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗が全壊）
- 二十五 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所、工事機材が流出）
- 二十六 岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗、在庫が流出）
- 二十七 青森県沿岸部の情報サービス業者（震災の影響により受注予定であった案件が白紙となった）
- 二十八 岩手県内陸部の小売業者（震災により設備等が一部損壊）
- 二十九 青森県沿岸部の運輸業者（津波により車両が流出）
- 三十 福島県中通りの製造業者（震災により本社工場が損壊）
- 三十一 宮城県沿岸部の製造販売業者（津波により工場、店舗が半壊）
- 三十二 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により商品在庫や加工設備が流出）
- 三十三 茨城県の製造業者（震災により本社工場が半壊）
- 三十四 青森県沿岸部の水産加工業者（津波により機械設備等が一部損壊）
- 三十五 宮城県沿岸部の飲食業者（津波により建物が全壊）
- 三十六 茨城県の製造小売業者（震災により本店が一部損壊）
- 三十七 岩手県沿岸部の建設業者（津波により事務所及び倉庫が全壊）
- 三十八 宮城県沿岸部の建設業者（津波により事務所兼倉庫が全壊）

- 三十九 宮城県沿岸部の自動車整備業者（津波により建屋、設備が浸水）
- 四十 宮城県沿岸部の医療業者（津波により建物、機器等が流出）
- 四十一 宮城県沿岸部の製造販売業者（震災により設備が損壊）
- 四十二 福島県会津地方の製造加工業者（原発事故の風評被害により売上が減少）
- 四十三 岩手県沿岸部の農業者（原発事故の風評被害により売上が減少）
- 四十四 岩手県沿岸部の医療業者（震災により建物が半壊）
- 四十五 岩手県沿岸部の宿泊業者（津波により建物が流出）
- 四十六 青森県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場が浸水）
- 四十七 青森県沿岸部の水産加工業者（津波により在庫が流出）
- 四十八 宮城県沿岸部の自動車整備業者（津波により事務所兼工場が全壊）
- 四十九 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により加工場、機械が流出）
- 五十 宮城県沿岸部の建設業者（津波により車両や機材が流出）
- 五十一 宮城県沿岸部の運送業者（津波により保有車両が流出）
- 五十二 宮城県沿岸部の卸売業者（津波により作業所等が流出）
- 五十三 岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が浸水）
- 五十四 宮城県沿岸部の小売業者（津波により在庫等が流出）
- 五十五 岩手県内陸部の建設業者（震災により設備等が損壊）
- 五十六 岩手県沿岸部の水産加工業者（震災により物流が停滞し売上が減少）
- 五十七 青森県沿岸部の宿泊業者（震災により建物が損壊）
- 五十八 茨城県の製造業者（震災により工場建物が損壊）
- 五十九 青森県沿岸部の卸売業者（津波により在庫等が流出）
- 六十 宮城県沿岸部の農業者（津波により施設が流出）
- 六十一 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により店舗、在庫が流出）
- 六十二 宮城県沿岸部の自動車整理業者（津波により事務所及び工場が浸水）
- 六十三 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により作業場等が大規模半壊）

買取りに係る債権の元本総額

九十二億四千七百三十五万円

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあつては、現物出資された債権の元本総額）

出資決定を行った対象事業者の概要

青森県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場が浸水）

千葉県の食品製造業者（液状化被害により一部工場が使用不能となった）

出資総額

九千五百万円

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除を行った件数

五十五件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

百二十八億六千九百八十一万円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

五十七億六千八百五十二万七千円

7 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし